

## 報告書の書きぶりについての考え方（座長メモ、改）

（議論のたたき台）

随意契約については、国との関係の不透明性という面において、過去にも多々問題が指摘されてきたところである。また、随意契約のみならず、競争性のある契約についても、事実上競争が成立しないなどの問題が指摘されている。これを受け、総理の指示に基づき、平成19年11月、全ての府省に全ての契約の監視を行う第三者機関を設置し、随意契約の適正化を厳正に実施していくこととされた。

このような政府における契約の適正化の取組をふまえ、当該第三者機関や会計検査院等が「不適切な契約」と指摘した契約の相手方の法人に対しては、当該契約が是正されるまで等の一定の期間、センターが当該契約を結んでいる府省の職員の再就職支援を行わないこととする。